

農地法第3条の許可申請に係る添付書類一覧

農地法第3条許可申請	チェック	問合先:北塩原村役場農業委員会 TEL0241-23-1334 FAX0241-25-7358	
書類を提出する場合		提出書類	※申請書が自署の場合は、窓口で職員確認の上、本人が記入のこと
全ての場合		申請書1部	
		申請地の登記簿謄本(一筆ごとに)3ヶ月以内のもの (全部事項証明書) ≪相続登記未了の場合≫ ・相続登記終了後申請(原則)、相続人全員による共同申請または特定人(単独)申請 →真正な権利者であることを証する書面(戸籍謄本、遺産分割協議書の写し、相続放棄書の写し、相続系統図、印鑑証明または同意書等)	
賃貸借、使用貸借の場合		賃貸借、使用貸借契約書の写し (旧農業者年金経営移譲親子間の使用貸借等)	
新規就農者		営農計画書	
		住民票(世帯全員)	
		賃貸借又は使用貸借(解除条件付)契約書の写し	
譲受人(被設定者)が村外の場合		営農計画書	
		住民票(世帯全員)	
		賃貸借又は使用貸借(解除条件付)契約書の写し 耕作証明書(住民票のある農業委員会)	
農地所有適格法人		営農計画書	
		住民票(世帯全員)	
		耕作証明書(住民票のある農業委員会)	
		定款又は寄付行為の写し	
		法人登記事項証明書	
		損益計算書又は総会議事録の写し	
		構成員名簿の写し	
農地所有適格法人以外の法人		営農計画書	
		住民票(世帯全員)	
		賃貸借又は使用貸借(解除条件付)契約書の写し	
		定款又は寄付行為の写し	
		法人登記事項証明書	
		損益計算書又は総会議事録の写し	
		構成員名簿の写し	
競売		期間入札調書又は特別売却調書	

(※裏面のその他注意事項もご確認ください)

【その他注意事項】

1. 申請人等の住所・氏名等は、該当者が自筆で署名をしてください。
2. 登記事項証明書に仮登記がある場合は、権利者の「承諾書（実印押印）、印鑑証明書」を添付してください。
3. 代理人が申請等を行う場合は、委任状が必要です。なお、窓口対応に際し代理人の本人確認ができるものをご持参ください。
4. 当該農地が小作地である場合は、「農地法第18条第6項（解約）」の通知書を必ず提出してください。
5. 相続未登記の場合は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのいずれかにより申請者が権利者であることを証する必要があります。
 - Ⅰ. 登記（相続）する場合は、相続登記完了後に「農地法第3条の3第1項の届出」を農業委員会へ提出してください。（書式第3号の1）
 - Ⅱ. 申請者が相続人全員の場合は、「相続関係図、土地の名義人・相続人全員の戸籍謄本」
 - Ⅲ. 申請者が相続人の代表者の場合は、「相続関係図、土地の名義人・相続人全員の戸籍謄本、代表者以外の同意書」
 - Ⅳ. 申請者が相続人の一部である場合は、「相続関係図、土地の名義人・相続人全員の戸籍謄本、相続人全員の印鑑証明、遺産分割協議書（実印）」
6. 農業者年金に加入している方は、農業委員会にご相談ください。
7. 事務局でお渡しする書類以外は、申請者でご用意ください。
8. 許可後は、速やかに規定の手続き（登記等）を完了してください。
9. 申請書の受付（書類不備等がない場合）は、原則毎月5日までとなっています。
（受付時に不備がある場合は、受付できませんので注意してください。）
※農業委員会の開催が規定日より早い場合は、事前に締め切ることがあります。
10. 農業委員会の開催は、原則毎月20日前後です。
11. 許可書の発行は、下記のとおりとなっております。
※村農業委員会「許可の場合」→ 委員会終了後約7日間 程度